

東日本大震災に伴う各種一部負担金等の支払い猶予・減免について

【国民健康保険の医療費の一部負担金・後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金】

保険医療機関を受診した方で、下記に該当する方は、5月までの診療分・調剤分・訪問看護分の医療費の一部負担金について、5月末日まで支払いが猶予される場合や、減免が受けられる場合があります。

対 象 下記のいずれかに該当し、一部負担金の支払いが困難な方

- ①平成23年3月11日に起きた地震により住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災を受けた方
- ②平成23年3月11日に起きた地震により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

申込先 一部負担金の支払い猶予を希望する方 → 受診する医療機関にお問い合わせください。

一部負担金の減免を希望する方 → 役場保健課までお問い合わせください。

※国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

【介護保険サービス利用者負担金】

介護サービス、介護予防サービスを利用している方で、下記に該当する方は、5月までの介護保険サービス利用者負担金について、5月末まで支払いが猶予される場合や、減免が受けられる場合があります。

対 象 下記のいずれかに該当し、介護保険サービス利用者負担金の支払いが困難な方

- ①平成23年3月11日に起きた地震により住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災を受けた方
- ②平成23年3月11日に起きた地震により主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った、もしくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方

申込先 利用者負担金の支払い猶予を希望する方 → 介護サービス利用機関にお問い合わせください。

利用者負担金の減免を希望する方 → 役場保健課までお問い合わせください。

※介護保険サービス利用者負担金の減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

申請先・問合せ 保険課 029 - 288 - 3111 (内線372)

震災被災者の国民年金保険料の免除について

対 象 東日本大震災に伴い住宅・家財・その他財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた方

申請方法 免除申請書と被災状況届を下記の窓口に提出してください。

※申請書等は保険課窓口に設置するほか、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からもダウンロードできます。

申請期間 7月29日(金)まで

申請場所 保険課、水戸南年金事務所

※保険料を口座振替で支払いしている方で保険料の納付が困難な方は、口座振替停止の手続きを行ってください。

問合せ 保険課 ☎029 - 288 - 3111(内線372)、水戸南年金事務所 ☎029 - 227 - 3251